



発行 東京都

目次

告示

- 平成二十九年度クリーニング師試験の実施……………一
……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…
- 貸金業法による行政処分……………二
……………（産業労働局金融部貸金業対策課）…
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………三
……………（主税局課税部課税指導課）…
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………三
……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一）件……………三
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第千六百二二号
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七
条の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施
する。

平成二十九年十月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日時

(一) 学科試験
平成三十年一月二十七日（土曜日）午前十時から午
前十一時三十分まで

(二) 実地試験
平成三十年一月三十日（火曜日）又は同月三十一日
（水曜日）のうち、指定する日時

二 試験場所

(一) 学科試験
学校法人後藤学園（豊島区南池袋三丁目十二番五
号）

(二) 実地試験
日本クリーニングセンター（文京区後楽二丁目三番
十号）

三 受験資格

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十
七条に規定する者

(二) 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）によ
る国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭
和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課
程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによ
りこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 試験科目

- (一) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (二) 実地試験

五 洗濯物の処理に関する技能

受験手続

(一) 受験願書受付日時
平成二十九年十二月六日（水曜日）及び同月七日
（木曜日）の午前十時から正午まで及び午後一時から
午後四時まで。ただし、郵送の場合は、簡易書留で平
成二十九年十二月八日（金曜日）までの消印のあるも
のに限り受け付ける。

(二) 受験願書受付場所
東京都庁第一本庁舎二十一階A会議室。ただし、郵
送の場合は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課
（郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八
番一号）に送付すること。

(三) 提出書類

- ア 受験願書（クリーニング業法施行細則（昭和五十
年東京都規則第八十一号）別記第十二号様式によ
る。）
- イ 履歴書
- ウ 写真（出願前六か月以内に撮影した無帽、上半身、
正面向きで縦四センチメートル横三センチメートル
で、裏に氏名を記入したもの）
- エ 受験資格を有する者であることを証する書類（中
学校以上の学校の卒業証明書（原本）又は卒業証書
の写し（この場合は、原本を提示し、写しを提出す
ること。））
- (四) 試験手数料 一万八百円
（納付書により、東京都指定金融機関、東京都収納代
理金融機関に納入すること。）

なお、納入した試験手数料は返還しない。

六 合格発表

平成三十年三月十九日(月曜日)の午前十時から午後五時まで、東京都庁第一本庁舎十九階南側入口に、合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日午前十時から東京都福祉保健局ホームページ (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html) 上に合格者の受験番号を掲載する。

七 その他

(一) 受験願書用紙は、東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課(東京都庁第一本庁舎二十一階南側)において、平成二十九年十一月一日(水曜日)から配布する。

(二) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許担当
電話〇三(五三二〇) 四三五八

●東京都告示第千六百三三号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称
株式会社みなと

(二) 氏名(法人)
山崎 啓行

の場合は代表者氏名)

(三) 主たる営業所の所在地
港区新橋五丁目九番六号 松治ビル三F

(四) 登録番号
東京都知事(3)第三一四〇五号

(五) 登録年月日
平成二十九年九月十五日

二 処分年月日
平成二十九年十月十一日

三 処分の内容
業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に必ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間
平成二十九年十月十八日から平成三十年二月十四日まで(百二十日間)

五 適用条文
法第二十四条の六の四第一項第二号

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第三百三条の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十九年十月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所又は事業所の所在地 取消年月日

有限会社 小川 隆雄 小平市鈴木町一丁目二百十八番地 平成二十九年八月二十一日
小川商事 目二百十八番地

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成二十九年十月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ジャパンハート

二 代表者の氏名

吉岡 春菜

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東二丁目三十三番六号 セントオフィス秋葉原十階

一 名称

特定非営利活動法人日本セルフセンター

二 代表者の氏名

高江 智和理

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿二丁目十三番一号 大橋御苑駅ビル別館二階

一 名称

認定特定非営利活動法人 Teach For Japan

二 代表者の氏名

白田 直也

<p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区新橋六丁目十八番三号 中村ビル四階</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本若手精神科医の会</p> <p>二 代表者の氏名 堀之内 徹</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋小伝馬町十番八号 株式会社メセ ナトラベルネットワーク内</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年十月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十九年十月二十三日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子 サミットストア妙法寺前店</p>	<p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 榎本 正篤</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 榎本 祐之</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 竹野 浩樹</p> <p>十 変更日 平成二十八年六月二十七日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>	<p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 榎本 正篤</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 榎本 祐之</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 竹野 浩樹</p> <p>十 変更日 平成二十八年六月二十七日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>
<p>一 店舗名 サミットストア妙法寺前店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 榎本 正篤</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 榎本 祐之</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 竹野 浩樹</p> <p>十 変更日 平成二十八年六月二十七日ほか</p> <p>十一 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>	<p>一 店舗名 サミットストア妙法寺前店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の閉店時刻 午後十時</p> <p>六 変更後の閉店時刻 午後十一時</p> <p>七 変更日 平成二十九年十月三十一日</p> <p>八 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>	<p>一 店舗名 サミットストア妙法寺前店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の閉店時刻 午後十時</p> <p>六 変更後の閉店時刻 午後十一時</p> <p>七 変更日 平成二十九年十月三十一日</p> <p>八 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>
<p>一 店舗名 サミットストア妙法寺前店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の閉店時刻 午後十時</p> <p>六 変更後の閉店時刻 午後十一時</p> <p>七 変更日 平成二十九年十月三十一日</p> <p>八 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>	<p>一 店舗名 サミットストア妙法寺前店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の閉店時刻 午後十時</p> <p>六 変更後の閉店時刻 午後十一時</p> <p>七 変更日 平成二十九年十月三十一日</p> <p>八 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>	<p>一 店舗名 サミットストア妙法寺前店</p> <p>二 店舗所在地 杉並区堀ノ内三丁目三番二十号</p> <p>三 設置者名 有限会社エノモト</p> <p>四 設置者住所 杉並区堀ノ内三丁目四十七番二十一号</p> <p>五 変更前の閉店時刻 午後十時</p> <p>六 変更後の閉店時刻 午後十一時</p> <p>七 変更日 平成二十九年十月三十一日</p> <p>八 届出日 平成二十九年九月二十七日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十九年十月二十三日から平成三十年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店</p>

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001